

NAGASAKI FIELD REPORT, C.D.D.

~~CONFIDENTIAL~~



REFERENCE ITEM No. 19

Japanese text - Summary of War Casualty Insurance. See Exhibit M.

~~3~~ 54

~~CONFIDENTIAL~~



戦争死亡傷害保険のあらまし

この保険は戦地の兵隊さんが戦死、戦傷した場合は勿論のこと、國內で銃後の人々が敵機の爆撃、防空砲火、空襲の爲の火災、消防、避難その他の混乱など戦闘行為に關聯のある事件によつて死亡したり負傷したりした場合にも保険金を支拂ふ保険です。

○被保険者

日本人なら誰れでも構ひません。老若男女の差別なく、職業や住所の制限もありません。

○保険の種類

甲種と乙種の二種類あります。

甲種の方は日本の國內で起つた死亡や傷害の場合に保険金を支拂ひ、乙種の方は國內は勿論國外で起つた死亡や傷害の場合にも保険金を支拂ひます。従つて戦地の兵隊さんや外國に住んでゐる人や外國へ旅行する人などには乙種が必要です。

○保険料

一年ごとの掛捨てですがその代り極めて低廉になつて居ります。甲種は千圓に付て一年間三圓、乙種は十圓の割合です。例へば三千圓の契約の保険料は甲種なら九圓、乙種なら三十圓です。一人について五千圓迄つけられます。

○保険金受取人

被保険者は勿論のこと、申込の時に決めて置けば被保険者でなくても被保険者の妻子親兄弟など身内の方でも受取人になる事が出来ます。

○申込

- イ 申込人は誰れでも構ひません。被保険者の承諾もいりません。従つて戦地の兵隊さんを留守宅の方がつける事も出来ます。
- ロ 申込先は生命保険會社や火災保険會社の本店、支店、營業所、この保険の取扱代理店の内どこでも構ひませんから、申込書に必要な事柄を記入し、保険料を添へて申込んで下さい。
- ハ 會社は申込書と保険料を受取つた日の翌日から一年間責任を持ちます。
- ニ 役所、學校、會社、工場などで三十人以上纏つた場合には團體で申込むことも出来ます。

○保険金の支拂

死亡したときに全額支拂ふことは勿論ですが、兩眼が見えなくなつたり、兩手や兩足を失つた時にも全額、片手や片足を失つたり、耳が全然聞えなくなつた時には半額といふ様に、傷害の程度に應じて夫々きまつた割合で支拂ひます。

詳しい事は大藏省監理局戦時保険課又は保険會社にお尋ね下さい。